

＼届きましたら、必ず確認をお願いします／

戸籍に記載される予定の「フリガナの通知」が届きます

●戸籍に「氏名の振り仮名」が記載されます

戸籍法が改正され、令和7年5月26日から戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。本籍地の市区町村役場からフリガナを確認するための通知書が届きますので、確認をお願いします。



●フリガナが記載されるまで

東庄町が本籍の方は
8月上旬以降

01/ 本籍地から通知(ハガキ)が届きます

戸籍に記載される予定の「氏のフリガナ、名のフリガナ」が記載されています。

02/ 通知された氏名のフリガナを必ず確認してください

通知されたフリガナに

間違いがない ⇒ **届出の必要はありません**

届出をしなくても、通知に記載されたフリガナがそのまま記載されます
(記載時期 令和8年5月26日以降)

間違いがある ⇒ **必ず届出をしてください(届出期限 令和8年5月25日)**

03/ 通知されたフリガナが誤っている場合は、必ず届出をしてください

マイナポータル、郵送、窓口 いずれの方法でも届出できます。⇒Q3をご確認ください

04/ 戸籍にフリガナが記載されます

フリガナが記載される時期 届出をした方 ⇒ 届出後
届出をしなかった方 ⇒ 令和8年5月26日以降

※戸籍に記載されたフリガナは、住民票にも記載されます。

※フリガナが記載された証明書(戸籍証明書や住民票)が早期に必要な方は、通知内容が正しい場合でも届出をすることができます。

通知直後は、問い合わせや届出が集中しますので、記載後の証明書発行までに時間がかかります。

【戸籍のフリガナに関する問い合わせ】

法務省フリガナコールセンター(届出方法、通知書、フリガナ制度に関する一般問合せ)

Tel 0570-05-0310 受付時間 8:30~17:15(土日、祝日、年末年始を除く)

- ・通知内容についての個別の確認や相談は、本籍地市区町村へお問合せください。
- ・届出に手数料はかかりません。詐欺にご注意ください。

よくある質問と届出の注意点



Q1 本籍と住所が違います。通知書はどのように届きますか。

- A1** 戸籍は本籍地の市区町村役場で記録や管理をしているため、本籍地の役場から送られます。通知書は、戸籍ごとに届きます(夫婦と未婚の子が戸籍の編製単位)
 - ・親と子で住所が違う場合は、それぞれの住所へ通知書が届きます。
 - ・同じ戸籍に5人以上いる場合、通知書は2枚に分かれて届きます。

Q2 何を確認すればいい?

- A2** 通知書には戸籍に記載される予定の「氏」と「名」のフリガナが記載されています。通知されたフリガナが自分の認識と合っているか、間違っていないか、確認をお願いします。

●届出が必要な場合の例 文字の大小の違いも確認してください

通知されたフリガナ	正しいフリガナ	届出の要否
キヨウコ	キョウコ	届出が必要 通知は大きい「ヨ」、正しくは小さい「ョ」のため
イツキ	イツキ	届出が必要 通知は小さい「ッ」、正しくは大きい「ツ」のため

Q3 届出方法は?(だれが、どんな方法で)

A3 ●届出人

氏のフリガナ	筆頭者	死亡などで筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍の場合は子
名のフリガナ	本人	15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人

●届出方法 いずれかの方法で ※手数料はかかりません

	届出地	必要なもの
オンライン	マイナポータル(スマホ、PC)	マイナンバーカードと暗証番号
	※操作方法問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178	
郵送	本籍地へ郵送	振り仮名の届書(窓口またはHPからダウンロード)
窓口	本籍地または住所地へ届出	振り仮名の届書(窓口またはHPからダウンロード)

Q4 通知と違うフリガナの届出をする際の注意点は?

- A4** 年金手続やパスポートで使用しているフリガナを確認して届出を行ってください。他の行政手続で登録されているフリガナと異なるフリガナで届出をする場合は、既に登録されたフリガナを変更する手続や受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。



Q5 戸籍に記載されたあと、変更はできますか?

- A5** 届出したフリガナを変更する場合は家庭裁判所の許可が必要です。ただし、令和8年5月25日までに届出をしなかった方が、戸籍に記載されたフリガナを変更する場合は1回に限り家庭裁判所の許可を得ず、変更の届出を行うことができます。

町民課 町民係 ☎86-6070